

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、納期限から1年間、町税の納付を猶予することができますようになります。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- ※ 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です

対象となる方

以下の①②のどちらも満たす方が対象となります。
(個人・法人は問いません・事業の規模も問いません。)

- ① 新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。
(「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応いたします。)

対象となる税

- 令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する税目全て。
町県民税(普通徴収:ご自身で納められる方)・町県民税(特別徴収:事業主で納められる方)・法人町民税(中間申告による予定納税も含みます)・固定資産税・軽自動車税・入湯税・国民健康保険税が当町での対象となります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税(他の猶予を受けているものを含む)についても遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- 申請には以下のものに記入いただき新温泉町役場税務課まで提出していただく必要があります。

- ◇ 徴収猶予申請書

対象となる税目・収入の減少状況・納付可能金額等記入していただき猶予額を計算していただく様式になっております。

添付書類が必要ですが猶予を受ける税額によって添付書類が変わってきます。

- 猶予対象税額100万円以下

- 財産収支状況書

現在の収支内容、直近1年間の状況、財産の状況等を1枚の様式に記載下さい。

- 猶予対象税額100万円以上

- 財産目録

現在の現金・預貯金・売掛・買掛・借入・不動産等の財産等の状況について記載下さい。

- 収支の明細書

直近1年間の収支状況、今後の収支見込み等を記載下さい。

- ◇ 申請の内容について確認が取れる書類

出納帳・預金通帳等の写し等、申請された内容の裏付けとなるものを合わせてご提出ください。

※売上帳・出納帳・給与明細・預金通帳の写し等が考えられますが提出が難しい場合については新温泉町役場税務課までご相談ください。

※他の特例猶予(国税・都道府県税・社会保険料)の申請中であつたり、すでに猶予通知を受けておられる場合、申請の写しもしくは猶予通知の写しを申請時につけていただくことで申請内容の一部と添付書類を省略することができます

※税理士による代理申請も可能です。

提出期限

- 令和2年2月1日～令和2年6月30日の間に納期限が到来するもの
令和2年6月30日(火)までに申請ください。
- 令和2年7月1日～令和3年1月31日の間に納期限が到来するもの
それぞれの納期限日までに申請ください。

※本人が新型コロナウイルスに罹患した等やむを得ない理由の場合、例外的に納期限日後でもお受けする場合がありますので、申請が遅れるような場合はあらかじめご連絡をお願いいたします。